

使用料、手数料等の積算基準
(改訂版)

平成25年11月11日

習志野市

本市の使用料、手数料等の単価を改定する場合の指針とする基準について

1. 受益者負担原則の考え方

① 使用料

施設利用にかかる必需性や個人個人の選択性、民間による同種のサービス提供の実態があるかどうかで受益度を測定し、受益に見合う負担率を決定する。

② 手数料

手数料にかかる役務の提供は受益者にも行政にも利益があるものと考え、経費負担は両者の折半を原則とする。ただし、日常的に役務の提供を必要とするものは市税負担の割合を高める。

2. 受益者負担率

① 経費負担は「受益者と市税の折半」を原則とする。

② し尿・粗大ゴミ等日常市民生活に直結するサービスの受益負担については、例外的事項として1/3とする

3. 公の施設使用における受益者負担の割合

経費負担のあり方を市民負担の公平性の観点から考え、次の四分野の区分を設定する

[原則] 必需的で選択性のないサービスは「全額税負担」
受益が特定できるサービスは「受益者と税による折半」

[四分野別適用]

Iの分野 市民生活に欠かせないサービスで、公共性が高く民間では採算が合わないサービス 「全額市税負担」

IIの分野 市民生活に欠かせないサービスであるが、民間に任せても十分に採算が合うサービス 「受益者と税による折半」

IIIの分野 公益性が高いサービスであるが、市民個人個人にとって必要性が異なり、市民生活に欠かせないものではないサービス
「受益者と税による折半」

IVの分野 市民個人個人にとって必要性が異なる選択的なサービスであり、かつ民間に任せても採算が合うサービス
「全額利用者負担」

4. 役務の提供に伴う手数料における受益者負担の割合
三分野の区分を設定する

I の分野 日常的に市民生活で必要性が生ずるもの
「利用者負担を軽減し、利用者 1 / 3 負担」

II の分野 [原則]
市民個人個人に役務の提供を受ける必要性が異なり、それぞれが役務に かかる費用の弁償を負担すべきであるため
「受益者と税による折半」

III の分野 [特定の利益]
営業のため必要性が生ずるもの、許可等により独占的な利用ができる
など特別の利益がそのものに生ずるもの
「受益者全額負担」

上記以外
戸籍・住民票交付等、法令などの規定によって実施するもので、他の自治
体でも提供している事務
「他市との均衡を図る」

5. 市民以外の者の利用料金

施設利用にかかる使用料等についての市民以外の利用者料金については、特別の事情があるものを除き、原則として、市内者料金の 2 倍相当額とする。

6. 消費税について

使用料、手数料の単価において課される消費税及び地方消費税については、法律に定める税率を適用する。

7. 定期的な受益者負担の見直しについて

財政状況にかかわらず適正な受益者負担を確保していく上から、3 年毎に定期的な見直しをする。

1 この基準の適用除外

以下のものについては、この基準による見直しの対象としません

使用料

該当使用料	適用除外理由
① 道路占用料、都市公園占用料 下水道占用料、市営住宅使用料 保育所保育料、こども園保育料 (児童福祉法の規定により設置するもの)	法令の規定及び通達等による算定方法に準ずるものであって、独自の算定方法があるため
② 下水道使用料、 海浜霊園管理料、墓地使用料	独立採算制による事業を支えており、独自の算定方法があるため
③ 習志野高等学校授業料	千葉県が規定する額に合わせるため
④ 行政財産一時使用料、 鷺沼霊堂管理料	独自の算定方法があるため
⑤ 市営住宅使用料(改良住宅)	市営住宅使用料に合わせた積算方法とするため

手数料

該当手数料	適用除外理由
① 戸籍関係、消防関係手数料、自動車の臨時運行許可申請手数料	標準額を定める政令による額に準ずるもので、各市との均衡・整合を図る必要があるため
② 習志野高校入学料、入学検査料	千葉県が規定する額に合わせるため
③ 鳥獣、屋外広告物、小規模埋立てに係る手数料、犬の登録等手数料、各種証明手数料	かつて県条例による手数料であったもので、分権を契機に市に移譲されたもの等で、各市との均衡・整合を図るため
④ 建築関係手数料	県条例もあるが、近隣市に合わせて、独自の基準による算定方法とするため
⑤ 都市計画法に基づく許可申請手数料、自転車等一時利用整理手数料	近隣各市との均衡・整合を図るため

2 見直しサイクル

3年毎に定期的に見直す

3 原価計算をするにあたって

原価計算は、対象経費の決算数値を用いることによって行う。
ただし、以下の場合にはそれぞれに掲げる方法による。

区分	積算方法
ア 有料施設を新規に建設し、開設と同時に使用料を設定する場合	維持管理経費については、算定基礎となる数値の実績がないことから、当該施設の運営費、事務の実施にかかる経費の見込み額(予算も含む。)を基礎とする
イ 新たな事務が創設され、これにかかわる手数料を徴収する場合	
ウ 下水道使用料、住宅使用料など法令や法の規定に基づく積算の基準により算定する場合	法令又は法の規定に基づく積算の基準に定められた方法により原価計算する

4 原価計算に含める対象経費と原価計算方法

▽使用料

内 容		説 明
人にかかるコスト	① 人件費 (直営の場合)	基準給与年額※×人員×事務配分率 ※決算数値により財政課指示
物にかかるコスト	② 物件費	賃金、需用費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料など
	③ 維持補修費	需用費、工事請負費で支出したもので、施設の維持補修にかかる経費
	④ 減価償却費	建物や備品等の減価償却費の当該年度分
	⑤ 施設管理費	管理運営にかかる委託料
	⑥ その他	報償費、負担金など

注

ア) 人にかかるコスト

・人件費

施設の維持管理や運営、または事務処理に要する職員等の人件費。

イ) 物にかかるコスト

・物件費

賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の運営に係る経費。

・維持補修費

施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する費用で、修繕費や工事請負費。

・減価償却費

使用や年数の経過により減少していく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設(取得)等に要した金額を、耐用年数で年度ごとに配分した費用で、建物や備品等の減価償却費の当該年度分を算出。

※減価償却の方法：定額法

※具体的な算式：減価償却費＝取得価額÷耐用年数

○取得価額：建設費等から補助金等を控除した額(一般財源及び地方債相当額)とする。

○耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく。

注1) 土地は、減価償却しない

時の経過により価値の減少しない資産であることから、費用には算入しない。

原価計算方法

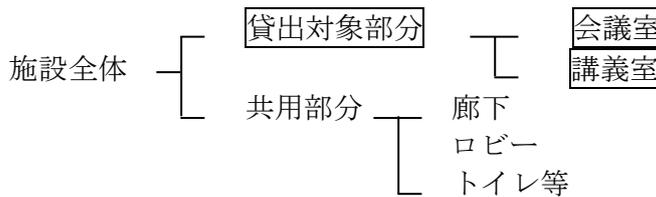
例1 場所貸しの場合

体育館（会議室含む）、野球場、サッカー場（研修室含む）、公民館、コミュニティセンター、ゆうゆう館、など

貸す場所の使用面積に対する1時間あたりの使用料を求め、貸出コマにかける

$$\begin{aligned} & \text{〔管理運営経費－特定財源〕} \times (\text{対象面積} \times 1 \div \text{施設全体面積}) = A \\ & A \div \text{年間利用可能時間} \times \text{貸出時間 (コマ)} \end{aligned}$$

※1 専用面積だけとする



例2 個人使用

プール、プラネタリウム、青年の家、少年自然の家、など

利用者1人あたり使用料を求める

$$\text{〔管理運営経費－特定財源〕} \div \text{開放期間延べ利用者数} \cdot \text{定員}$$

▽手数料

原則 1件あたりの手数料を求める。なお、他の方法による積算を妨げない。

内 容		説 明
人にかかるコスト	①人件費	1件あたり処理時間数※1 × 1時間あたり平均給与単価※2 ※1 1件あたり処理時間数＝受付・審査・作成・交付 ※2 決算数値により財政課指示 1時間あたり平均給与単価＝年間給与総額÷年間勤務時間数
	②物件費	賃金、需用費、役務費、原材料費、旅費、使用料及び賃借料など 所要経費÷年間処理件数
物にかかるコスト	③減価償却費	設備や備品等の減価償却費の当該年度分 取得価額÷耐用年数×使用率÷年間処理件数
	④その他	報償費、負担金など

5 消費税の転嫁について

価格の転嫁方法

(1) 基本

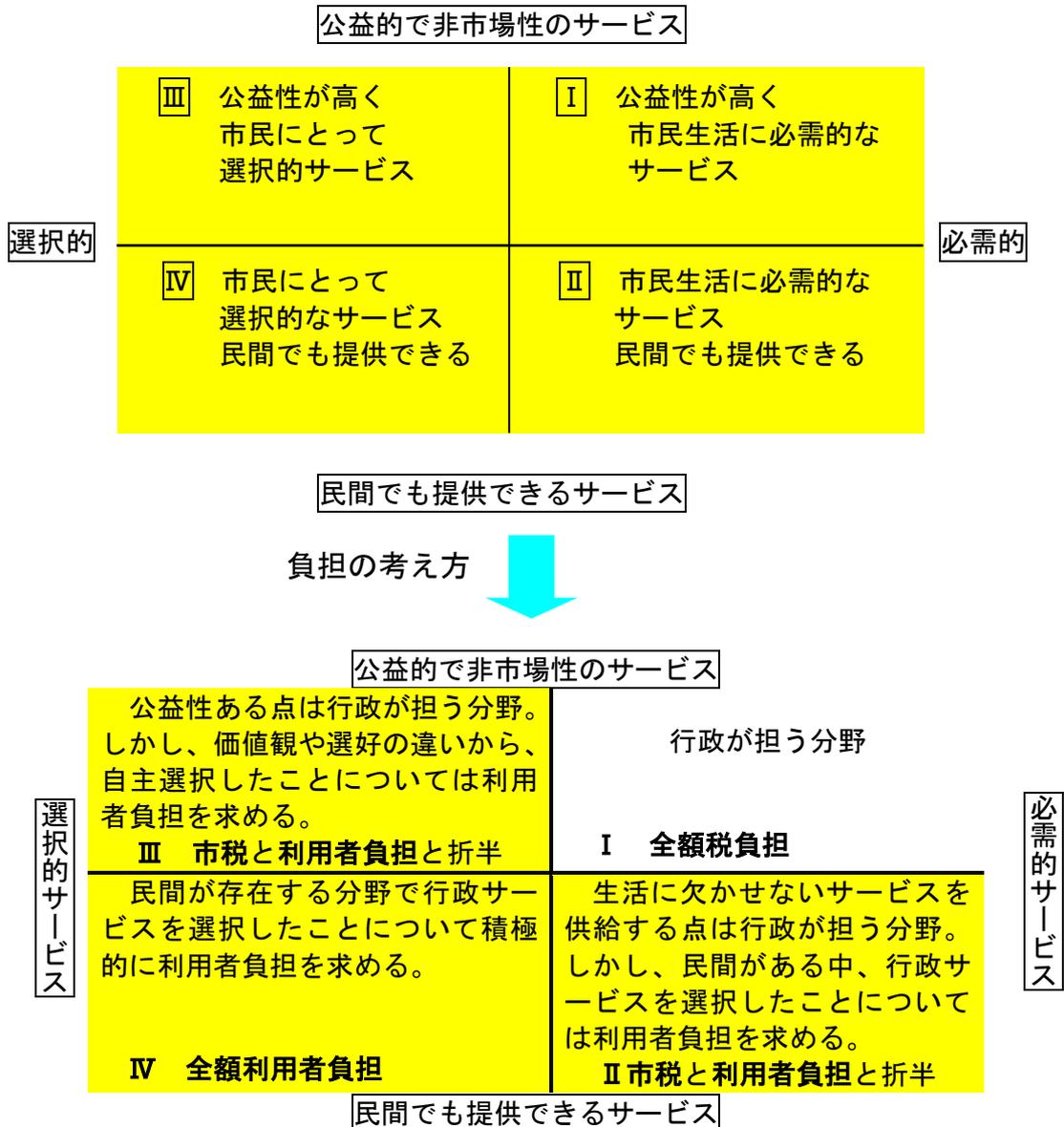
消費税額の転嫁は、原価に法律で定められた税率を乗じて得た額とします。ただし、10円未満は切り捨てます。(従量制に係るものを除く)

(2) 総額表示とする

原則、使用料等の金額は税込表示の総額表示とします。

6 使用料の受益者負担率

行政サービスの分類



※なお除外されるもの 保育所保育料・下水道使用料・道路占用料・市営住宅家賃 他

I の分野 市民生活に欠かせないサービスで、公益性が高く民間では採算が合わないサービス
道路・公園・消防・学校

経費は全額市税で負担

II の分野 市民生活に欠かせないサービスであるが民間に任せても十分に採算があうサービス
幼稚園・放課後児童会など

受益者と税による折半

III の分野 公益性が高いサービスであるが、市民個人個人にとって必要性が異なり市民生活に欠かせないものではないサービス

公民館での文化活動サークル・鳥の観察・体育館やサッカー場・野球場でのスポーツ

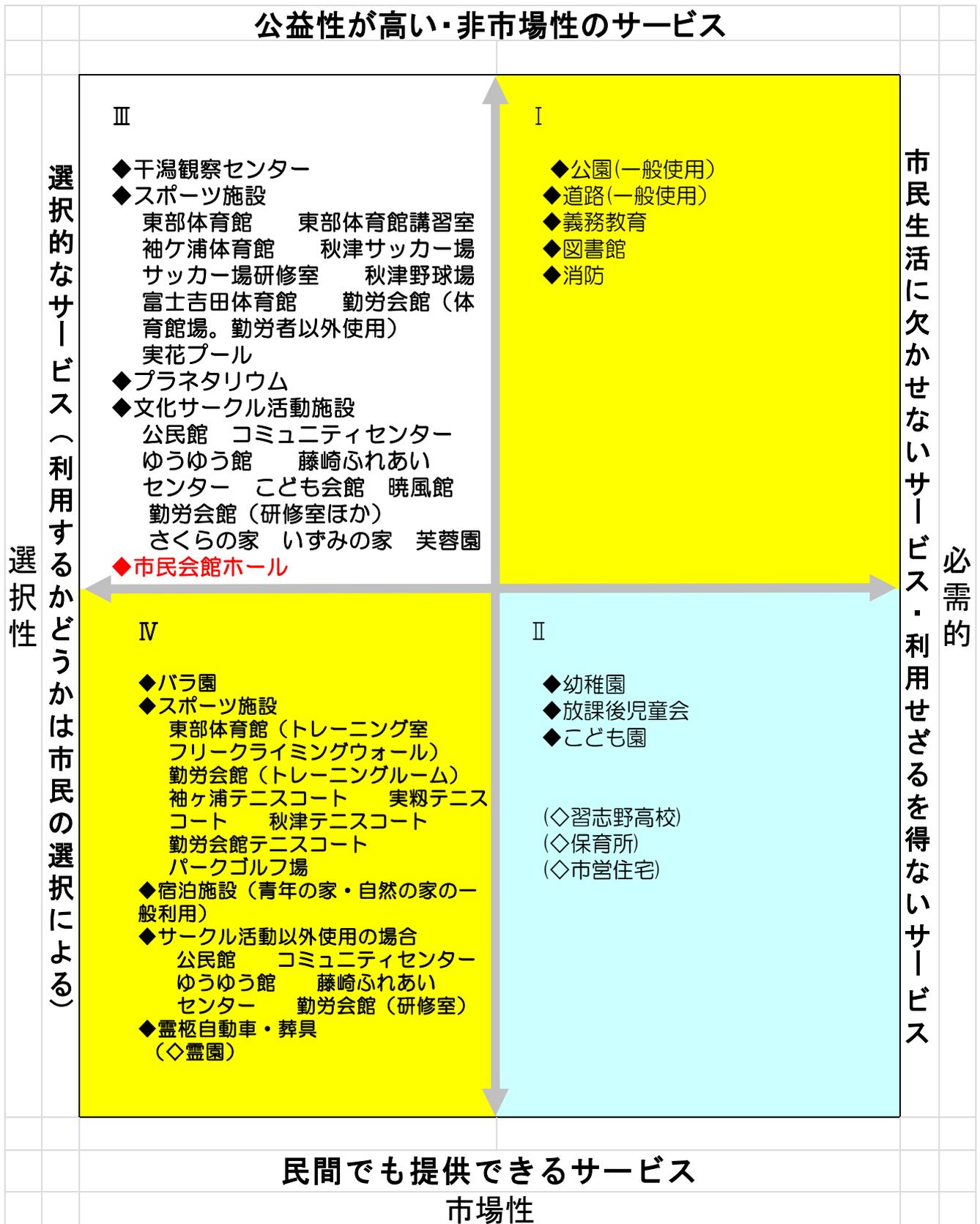
受益者と税による折半

IV の分野 市民個人個人にとって必要性が異なり選択的なサービスであり、かつ民間に任せても採算があうサービス

トレーニング室でのトレーニング・テニス・パークゴルフ・宿泊 ほか

全額受益者負担

【本市での事例】



7 手数料の受益者負担率

1 市民個人個人に役務の提供を受ける必要性が異なり、それぞれが役務にかかる費用の弁償を負担すべきものであるため、原則、受益者と市税と折半

○日常的に市民生活で必要性が生ずるもの 受益者負担を軽減（利用者 1／3 負担）

○営業のため必要が生ずるもの、許可等により独占的な利用ができるなど、特別な利益がその者に生ずるもの 他の市民との均衡を図る（受益者全額負担）

例外

法令の規定により実施するもので、他の自治体でも提供している事務、ほか

他市との均衡を図る

（戸籍住民票写し交付など）

8 その他の取り扱いについて

改定上限の設定

利用者の負担増を考慮し、原則、現行料金の概ね1.5倍程度を改定上限とする。

利用時間帯等による料金設定

昼間・夜間などの利用時間帯等による料金格差は、それぞれの施設において、利用実態、利用者の要望等を勘案し、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定することができる。